

売上拡大に係る支援など経営相談を受けたい

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)

WEB・SNS活用による売上拡大、借入・人事などに関する経営改善、補助金申請相談を何回でも無料でいたします。

対象者

福岡県において事業を行っている中小企業・小規模事業者、創業を希望する方

内 容

様々な分野の56名の相談員が経営に関するあらゆる相談に応じます。また、相談員が講師となって約400種類の少人数セミナーを行います。(ご利用は無料です。)

【相談事例】

創業相談

- ・創業計画の作り方、個人創業、会社設立の手続き
- ・女性相談員による女性起業相談 他

売上拡大

- ・新商品・新サービス開発支援
- ・店舗、接客方法の改善
- ・SNS、インターネット活用
- ・デザイン、キャッチコピー等のアドバイス 他

経営改善

- ・財務改善アドバイス
- ・事業計画、資金繰り表作成サポート
- ・人事・労務に関するアドバイス 他

補助金

- ・国及び県の補助金・助成金・給付金 他

合同相談会

- ・福岡県弁護士会合同相談会（毎月第1・3水曜日）
- ・売上拡大・賃上げワンストップサービス福岡（毎月第2・4木曜日）

■相談会場・相談日・相談時間

【会 場】福岡県中小企業振興センター（福岡市博多区吉塚本町9-15 6階）

【相 談 日】月曜～日曜（土日・祝日も開催） ※年末年始を除く

【相談時間】①9:30～10:30 ②10:45～11:45 ③13:00～14:00 ④14:15～15:15 ⑤15:30～16:30

【相談方法】対面もしくはオンライン

様々な実績のあるコンサルタントや現役経営者が相談にのります！

■県内各地よろず経営相談窓口

県内60市町村の内、60市町村に連携相談窓口

県内60市町村の内、56市町村にTV電話相談窓口

テレビ電話有り 74拠点

テレビ電話無し 7拠点

計 81拠点

(常) 常設拠点 平日(月～金) 毎日

本部では土日祝も相談・セミナー開催

※芦屋・岡垣・遠賀3商工会分は水巻町商工会の端末で対応



■合同相談会

【福岡県弁護士会合同相談会】

(毎月第1・3水曜日)

相談方法：オンラインのみ

活用方法

相談やセミナーは事前予約が必要です。

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

福岡県よろず支援拠点 ((公財) 福岡県中小企業振興センター内)

TEL : 092-622-7809 <https://yoroze-fukuoka.go.jp>

受付時間 9:00~16:00



各種経営相談・
専門家派遣

金融

ベンチャー・
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入
企業立地

技術

事業承継・
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・
商店街

工業保安

商工会議所
団体中央会

資料

お問い合わせ先
一覧

経営に関する問題の解決のため 相談にのってほしい

中小企業・小規模事業者経営支援事業

経営上の様々な問題は、お近くの商工会議所・商工会へご相談ください。経験豊富な経営指導員が問題解決のお手伝いをします。

対象者

- ・ 中小企業者
- ・ 小規模事業者（常時使用する従業員数が20人〔商業・サービス業は5人〕以下の事業者）

内 容

各種相談窓口があります

企業経営や、国、県、市町村の支援策に関する知識を持つ経営指導員がアドバイスをを行います。

- 経営・財務の分析、指導
- 金融・信用保証の相談、受付
- 税務、経理、労務などの相談、指導
- 技術の改善、知的財産、商取引などの相談対応
- 小規模事業者持続化補助金・ものづくり補助金などの申請支援

お気軽に商工会議所・商工会をご利用ください。

その他に

- 新規創業、経営革新、事業継続力強化、新事業展開、事業承継
- 商談会出展・ビジネスマッチングなどの販路開拓支援
- IT・ICT活用による生産性向上支援
- 年末調整や決算、申告手続などの記帳指導
- 小規模企業共済・経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の申込受付
- 各種経営セミナー・講演会を開催

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの商工会議所・商工会（巻末「お問い合わせ先一覧」参照）

福岡県商工会議所連合会（巻末「お問い合わせ先一覧」参照）

福岡県商工会連合会（巻末「お問い合わせ先一覧」参照）

経営に関する課題解決のため 専門家を派遣してほしい

専門家派遣事業

中小企業振興センターに登録されている専門家の中から、課題に応じた専門家を派遣し、課題解決を支援します。

全社的な経営課題に対し社内チームを組成して解決する「プロジェクト活動型」もあります。

対象者

- ・県内に事務所又は事業所を有し、創業や経営改善・経営改革を目指すことにより、経営の向上を図ろうとする中小企業・小規模事業者及び個人
- ※詳細な要件は下記の「お問い合わせ先」にあるHPをご確認ください。

内 容

(1) 支援内容

- ・事業計画策定 ・販路拡大、販売促進支援 ・DX推進支援
- ・HACCP、ISOなどマネジメントシステムの導入 ・5Sや見える化など製造現場改善 など

(2) 派遣する専門家

中小企業診断士、税理士、技術士、社会保険労務士ほか
法律、会計、生産・技術、経営戦略、マーケティング、人事労務、マネジメントシステム、IT、デザイン等各分野に精通した専門家が登録されています。

(3) 派遣回数

- ・1テーマあたり5回まで ※1回あたり3時間以上
- ・プロジェクト活動型は10回まで

※プロジェクト活動型は、従業員数又は売上額が一定規模以上の事業者であり、社内にプロジェクトチームを組成して全社的な経営課題の解決に取り組む事業者が申請可能

(4) 費用

- ・1回の派遣につき11,200円
- ※派遣に係る謝金及び旅費33,600円のうち3分の2を補助します。

(5) 派遣の流れ

派遣申請書提出 → ヒアリング → 専門家とのマッチング → 派遣決定 →
費用の支払い → 専門家派遣 → 報告（アンケート）

活用方法

利用を希望する方は、（公財）福岡県中小企業振興センターにお問い合わせください。
「専門家派遣申請書」等の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター 経営力再構築課

TEL: 092-622-5432 FAX: 092-624-3300 E-mail: senmonka@joho-fukuoka.or.jp

<https://fukuoka-senmonka.jimdofree.com/>



男女がともに仕事と育児が両立できる 『魅力ある職場』づくりのため専門家を派遣してほしい

柔軟な働き方制度等導入のための社会保険労務士派遣事業

各企業の目的に応じた社会保険労務士を派遣し、現状分析、目標の設定、目標達成のための取組の提案、助言・指導等のコンサルティングを行い、中小企業事業主における柔軟な働き方制度等の導入を促進します。

対象者

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、柔軟な働き方制度等を導入することにより経営の向上を図ろうとする福岡県内に事業所を有する企業

内 容

各企業の目的に応じた社会保険労務士を派遣し、現状分析、目標の設定、目標達成のための取組の提案、助言・指導等のコンサルティングを行い、中小企業における柔軟な働き方制度等の導入を促進する。

（方 法）訪問支援、web会議ツールによるサポート等

（支援回数）1社につき上限3回

（支援内容）・テレワークや短時間勤務、時差出勤などの柔軟な働き方制度導入に係る就業規則や社内規程の整備

・国による両立支援等助成金の申請等に関する指導・助言 など

費用・回数

・派遣費用：無料

・派遣回数：3回まで

※1回あたり3時間以上

派遣の流れ

派遣申請書提出 → ヒアリング → 専門家とのマッチング → 派遣決定 →
専門家派遣 → 報告（アンケート）

活用方法

利用を希望する方は、(公財)福岡県中小企業振興センターにお問い合わせください。

「専門家派遣申請書」等の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

(公財)福岡県中小企業振興センター 経営力再構築課

TEL：092-622-5432 FAX：092-624-3300 E-mail：senmonka@joho-fukuoka.or.jp

HP：https://www.joho-fukuoka.or.jp/sharoshi-haken/index.html



自社の強みや課題を明らかにして、 経営改善を行いたい

小規模事業者等改善提案事業

十分なポテンシャルを有する小規模企業等が、その地域の中核企業へと成長するための支援として財務面だけではなく、その企業の強み弱み等の定性面も含め可視化した提案書を作成し、必要に応じ専門家派遣事業につなげます。

対象者

- ・斬新なアイデアや経営資源等を有しているが効果的な活用ができていない福岡県内の小規模事業者等で金融機関や商工会・商工会議所等の支援機関から推薦を受けられる方

内 容

(1) 改善提案書の発行

- ・決算書だけでは把握することが難しい事業の実態について、当センター職員（中小企業診断士）が現地ヒアリングを行います。
- ・事業の稼ぐ力と事業を支える力を分析し、経営課題を明らかにするとともに、課題解決に向けて提案書を発行します。

(2) 改善提案書の内容

- ・事業性を客観的に分析し企業の実態を明らかにします。
- ・分析した事業性から、売上不足や収益力不足の原因を探り、その改善策を提案します。
- ・改善策を実行した場合の収益シミュレーションも示します。

(3) 改善提案書発行費用

- ・16,500円（税込み）

活用方法

- ・詳細については、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター 企画調整課

TEL：092-260-6014 E-mail：kaizen@joho-fukuoka.or.jp

<https://kaizenteian-fukuoka.jimdofree.com>



経営改善に取り組みたい

中小企業経営改善・金融サポート会議（通称：ふくおかサポート会議） 〈経営支援〉

経営改善に積極的に取り組む中小企業に対し、参加金融機関、専門家が相互に連携した経営支援を行うことにより中小企業の経営強化を図ります。

対象者

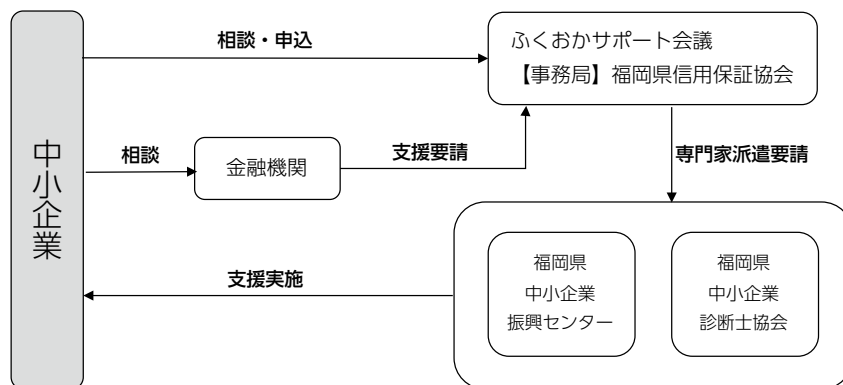
以下の要件を満たす県内の中小企業者

- ・ 経営者が経営改善に強い意欲を持っていること
- ・ サポート会議の趣旨を理解し、運営に協力できること
- ・ メイン金融機関の支援が見込めること

内 容

（１）中小企業診断士、税理士等の専門家派遣による経営課題に対する助言や経営改善計画の策定、 実現支援

- ・ 各種経営課題に対して、専門家が解決に向けたアドバイスをを行います。
- ・ 経営改善計画の策定、実行について専門家がアドバイスするため、計画の実効性が高まります。



（２）複数の金融機関との意見調整による資金繰り支援

- ・ 関係金融機関が一堂に会するため、各々の金融機関に相談に出向く手間が省けます。

活用方法

サポート会議事務局または取引されている金融機関にご相談ください。

お問い合わせ先

ふくおかサポート会議事務局：福岡県信用保証協会 企業支援部 企業支援課
TEL：092-415-2604 FAX：092-415-2618 <https://www.fukuoka-cgc.or.jp>
取引されている金融機関



事業再生のために経営を見直したい

福岡県中小企業活性化協議会

ご相談の遅れで、改善策が見つからず、法的手続きに向かうなど、残念なケースが増えています。
※早期のご相談※が事業の改善・継続の大きな要素となっています。

中小企業活性化協議会とは

中小企業活性化協議会とは、地域の中小企業に元気と活力を取り戻してもらうため、中小企業の経営改善・事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」（経済産業省委託事業）です。「産業競争力強化法」に基づき、47都道府県に設置されており、福岡県では、福岡商工会議所が受託・運営しています。

協議会（専門家による金融・財務・事業改善）の相談・計画策定支援

福岡県中小企業活性化協議会には、経験豊富な事業再生支援の専門家（金融機関経験者、弁護士、会計士、診断士等）が常駐し、事業者のフェーズ（収益力改善フェーズ・事業再生フェーズ・再チャレンジフェーズ）に応じたきめ細やかな支援を措置するとともに、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援します。



中小企業活性化協議会の支援の基本3原則

1. 中立的立場の第三者機関

活性化協議会は債務者企業の代理人ではなく、また金融機関側にも立たない「公平・公正・中立」の立場で、中小企業の経営改善・再生を支援いたします。

2. 守秘義務を厳守

ご相談者の企業名や相談内容などは、外部に漏れることは一切ありませんので、安心して何でもご相談いただけます。

3. 事業の見直しを支援

問題を抱えている中小企業に対して、事業・財務の両面について課題解決に向けたアドバイスをを行い、事業の改善を支援いたします。

ご相談の対象となる企業、事業者

福岡県内に何らかの事業拠点を有する中小企業・個人事業者であればどなたでもご相談いただけます。（但し、法令・公序良俗に反する場合を除く）

活用方法

事業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、中小企業活性化協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。詳しくは下記の機関までご相談ください。

お問い合わせ先

福岡県中小企業活性化協議会

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号（福岡商工会議所9階）

TEL：092-441-1221 <https://fukuoka-kyogikai.go.jp>



人手不足、コスト削減、デジタル化推進 品質向上等の経営課題を解決したい

中小企業の生産性向上支援

福岡県中小企業生産性向上支援センターの診断スタッフが企業の現場を診断した後、経験豊富な生産性アドバイザーが、診断結果に基づき、段階に応じた生産性向上の取組みを支援します。
特に、コロナ禍以後の中小企業におけるデジタル化ニーズの高まりを受け、デジタル技術を活用した生産性向上に向けた支援体制を強化しています。

対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者並びに中小企業等協同組合法第3条に規定する組合のうち、福岡県内に本社又は主たる事業所を有するもの。
(県外の施設をのぞく。)

内 容

(1) 福岡県中小企業生産性向上支援センター（吉塚合同庁舎1階）

① 支援内容

中小企業診断士等が企業の現場に出向き、企業診断を行った上で、課題を明確化します。
その結果を踏まえ、経験豊富なアドバイザーが現場の実態に合わせて業務プロセスの改善や自動化による生産性向上の取組みを支援します。

その際に、中小企業の実態、ニーズに応じたデジタル化支援が進められるよう、センターにデジタル支援ユニットを設置し、支援体制を強化しています。

② 費用

無料（回数制限なし）

(2) 「福岡県中小企業生産性向上・賃上げ緊急支援補助金」による設備投資などの支援 【中小企業技術振興課】

アドバイザーの支援を受け、中小企業が行う生産性向上に向けた設備投資等の取組みに対して補助を行います。

※詳細は、県 HP でご確認ください。

トップページ>組織から探す>商工部>中小企業技術振興課

【中小企業生産性向上支援センターによる支援事例】

支援企業：食品卸通販企業

申込動機：通販事業の本格化に向け、業務の流れを構築したい。

支援内容：受発注や発送などの作業工程を分析し、見える化と改善を支援

支援結果：バラバラに処理していた受注・配送・出荷・会計システムを統合し、受注から支払まで一括処理することで従来比10倍の処理を実現

経営者の声：現状を数値化し、見える化することで改善の効果が良くつかめた。

※他にも多数の支援事例があります。詳細は支援センターHP（下記URL）をご参照ください。

お問い合わせ先

・福岡県中小企業生産性向上支援センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

TEL：092-292-8890 FAX：092-292-8688

<https://www.f-seisanseikojo.jp/> ※支援事例掲載しています

・福岡県商工部中小企業技術振興課 技術支援係

TEL：092-643-3433 FAX：092-643-3436



下請取引上の問題について、相談し解決を図っていききたい

下請かけこみ寺事業

「下請かけこみ寺」では中小企業の皆様からの企業間取引に関する様々な悩みや相談ごとに親身に対応し、適切な助言や迅速な解決策を提示して、適正な取引のための支援を行います。

対象者

下請取引を行う県内中小企業者・個人事業者・フリーランスの皆様
※取引のあっせん、経営、技術、金融等いわゆる経営相談は対象外です。

内 容

相談無料 ・ 秘密厳守

(1) 各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々な相談に、中小企業の企業間取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切な助言等を行います。

相談は「取引に関する紛争相談」であれば、まずは何でもお伺いします。また商工会議所、商工会、福岡県中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構、労働基準監督署、市民相談所、消費者センター、福岡県知財総合支援窓口等と連携して、相談に応じています。

相談内容の秘密厳守に関しましては、万全を期しておりますので、安心してご相談ください。

相談は無料です。必要に応じて相談者の近くの**弁護士に無料で相談を行う事ができます**。

(2) 無料弁護士出張相談会の開催

振興センターでは、「下請かけこみ寺」の登録弁護士が相談会場に赴き、中小企業者及び個人事業者の皆様からの「企業間取引に関する相談・紛争」に対し、適切な助言・アドバイスを行う「企業間取引に関する無料弁護士出張相談会」を県内6会場で行います。

日程・会場については当振興センター（下請かけこみ寺）へご確認ください。

(3) 裁判外紛争解決手続（ADR）を行っています

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速・簡便に解決するため、全都道府県に配置した調停人（弁護士）が相談者の身近なところで調停手続（ADR）を行っています。

〈ADRのメリット〉

- ①紛争当事者間の和解の調停を行います。
- ②裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- ③当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- ④短期間で調停手続が進められます（一般的には調停を開始してから約3ヶ月程度で終了します）。
- ⑤調停手続の費用は無料です。

(4) 価格交渉サポート

取引先との価格交渉を行う際の手がかりについて、助言します。価格交渉力アップを支援します。

相談事例

- ・支払日を過ぎてても代金を支払ってくれない。
 - ・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない。
 - ・発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請された。
 - ・お客さんからキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された。
 - ・長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた。
 - ・追加工事代金がもらえない。
 - ・一方的に代金の値引き（減額）を要求され、応じなければ、取引を停止すると言われた。
- 相談は「**企業間取引に関する相談・紛争**」であれば、どのような内容でも可能です。
中小企業の方からの原材料・エネルギーコスト増に関する相談や消費税の転嫁等に係る取引上の相談をお受けしております。
- 過重債務問題（債務返済・会社整理等）**に関する相談があった場合、債務問題専門の弁護士を紹介できます。

活用方法

下請かけこみ寺（(公財) 全国中小企業振興機関協会）<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>
詳細は、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

※まずは電話でご気軽に相談下さい。相談することで、気持ちが楽になり前向きになりました。との声多くあります。

(公財) 福岡県中小企業振興センター 経営支援部 取引支援室 情報取引推進課内（下請かけこみ寺）
フリーダイヤル：0120-418-618
TEL：092-260-6017 FAX：092-624-3300 <https://www.joho-fukuoka.or.jp>



特許や商標などを事業に活用したい

知的財産権の取得・活用支援

知的財産情報の調査や検索から出願や活用に関する指導、相談が無料で受けられます。
また、技術ニーズに応じた開放特許の紹介や実施許諾契約のサポートなども受けられます。

対象者

特許や商標などを取得・活用しようとする中小企業、個人事業主、創業予定の方等

内 容

(1) 特許等の取得・活用支援

知財窓口相談担当者により、知財の取得から活用までの指導が受けられます。専門的な課題に対しては、弁理士や弁護士等が無料で相談に応じます。

(2) 知財活動支援

中小企業者の現状に応じて、知的財産の啓発・保護・活用、知的財産戦略などトータルで支援します。

(3) セミナーの開催

特許などの知的財産に関する実務者育成のセミナーが受講できます。

(4) 外国出願への支援

外国への出願に要する経費の1/2以内で補助が受けられます。（公募事業）

活用方法

（公財）福岡県中小企業振興センター、（公財）北九州産業学術推進機構及び㈱久留米ビジネスプラザに設置された知的財産支援センターにて支援が受けられます。詳しくは、下記にお問い合わせください。（下記の各所に開設されている「INPIT福岡県知財総合支援窓口」は（公財）福岡県中小企業振興センター、（公財）北九州産業学術推進機構及び㈱久留米ビジネスプラザが㈱東京リーガルマインドと共同で、INPITから事業受託、運営するものです。）

お問い合わせ先

・福岡県知的財産支援センター（（公財）福岡県中小企業振興センター内）

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階

TEL：092-622-0035

URL：<https://www.joho-fukuoka.or.jp/intellectual/>



・北九州知的財産支援センター（（公財）北九州産業学術推進機構内）

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階

TEL：093-873-1432

URL：<https://www.ktc.ksrp.or.jp/kipc/>



・久留米知的財産支援センター（㈱久留米ビジネスプラザ内）

〒839-0801 久留米市宮ノ陣4-29-11 久留米ビジネスプラザビル内

TEL：0942-31-3104

URL：<https://www.kurumebp.jp/>



・㈱東京リーガルマインド福岡支社

〒810-0001 福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡8F

TEL：092-401-0761

様々な労働問題について相談したい

労働相談・あっせんの実施

福岡県労働者支援事務所は、労使関係の相談窓口として、公平・公正な立場で法令・判例等に基づいたアドバイスを行っています。

労働相談・あっせんは簡易・迅速・秘密厳守、もちろん無料です。

対象者

事業主及び労働者

内 容

- 労働法（労働基準法、労働契約法、男女雇用機会均等法など）の基本的解説
- 各種の労働問題（就業規則、賃金、労働契約等）に関する労働相談
- 労使間での自主的な解決が困難な場合は、労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」（※）を実施
※専門的知見に基づく判断を要する事案などについては、「労働委員会委員によるあっせん」を行います。

活用方法

県内4か所の労働者支援事務所（下記お問い合わせ先のとおり）で、8:30～17:15（祝日及び12月29日～1月3日を除く月～金）に受け付けています。

- 夜間電話相談（当番事務所が対応）
毎週水曜日（祝日の場合は翌日）17:15～20:00
- メールによる相談受付
メール相談受付後、回答は電話等により行います。

お問い合わせ先

各労働者支援事務所

福 岡	TEL：092-735-6149	相談受付専用メールアドレス	fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp
北九州	TEL：093-967-3945	相談受付専用メールアドレス	kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp
筑 後	TEL：0942-30-1034	相談受付専用メールアドレス	chikugo-rso@pref.fukuoka.lg.jp
筑 豊	TEL：0948-22-1149	相談受付専用メールアドレス	chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp

省エネルギーの取組について相談したい

福岡県省エネルギー相談事業 (脱炭素社会推進費(中小企業支援))

省エネルギー・節電に関する相談窓口を開設しています。
必要に応じて専門家を現地に派遣します。

対象者

県内に事業所を有する企業・団体

内 容

省エネルギーや節電を検討している企業等からの相談窓口を開設しています。
必要に応じて専門家を現地に派遣し、設備の運用状況やエネルギーの使用状況等を確認・分析の上、運用方法の改善や設備更新・導入、その効果等について、中立的に助言・提案します。活用可能な助成制度等支援施策の情報提供も行います。
※ご利用は無料です。

活用方法

- 相談申込書を窓口を送付ください。(電話・メールによる相談にも応じています)
【窓 口】一般財団法人九州環境管理協会
TEL : 092-674-2360 FAX : 092-674-2361 e-mail : fccca@keea.or.jp
【申込書】福岡県ホームページからダウンロードできます。
URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouden sodan.html>
↓
- 窓口から相談者に受付確認の連絡をします。
- 現地相談(専門家派遣)の必要がある場合、その日程等を調整します。
↓
- 専門家による現地相談を行います。(2～3時間程度)
- 運用面・投資面での対策の要点をその場で助言します。
↓
- 後日、改めて運用改善や設備投資についての回答書を交付します。(2～3週間後)
↓
- 一旦の相談・回答後も、新たなあるいは関連する相談に随時対応します。
- 必要に応じて専門家を再度派遣します。

〈エコ事業所応援事業のご紹介〉

福岡県では、省エネや省資源に取り組む「エコ事業所」を募集しています。

【エコ事業所のメリット】事業所のPR、競争入札参加資格審査での加点、低金利融資 等
詳しくは、「ふくおかエコライフ応援サイト」をご覧ください。

<https://www.ecofukuoka.jp/>



お問い合わせ先

福岡県環境部環境保全課 地球温暖化対策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL : 092-643-3356 FAX : 092-643-3849 e-mail : chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouden sodan.html>



廃棄物を減量したい

3Rの達人派遣事業(ごみ減量化促進対策事業)

廃棄物の減量を目的として、企業等が行う学習会や研修等に講師を派遣しています。廃棄物の減量により、社会貢献する企業としてのイメージアップやごみ処理に要する経費の削減へ繋がっていくことも期待できます。

対象者

企業、事業者、各種団体、学校等

内 容

知識や経験を有し、率先して3Rに取り組む人材を「3Rの達人」として登録し、各種団体・企業等が実施するごみ減量に関する学習会、研修等に講師として派遣しています。講師への謝金及び旅費は福岡県で負担します。

対象となる研修等は、主に一般廃棄物（事業系を含む）の削減を目的として、15名以上の参加が見込めるものです。対象人数が15名未満の場合は御相談ください。

活用方法

登録されている講師や申請様式など、詳しくはこちらをご覧ください。

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 企画係

TEL : 092-643-3371 E-mail : recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tatsujin.html>



食品ロスを削減したい

食品ロス削減マイスター派遣事業(食品ロス削減推進事業)

食品ロスの削減を目的として、企業等で開催される学習会や研修等に講師を派遣しています。企業等が行うフードバンク・フードドライブ活動や従業員の方が家庭でできる食品ロス削減の取組について学ぶことができます。

対象者

企業、事業者、各種団体、学校等

内 容

食品ロス削減に関して、専門的・実践的な内容を教えることができる人材を「食品ロス削減マイスター」として登録し、各種団体・企業等が実施する食品ロス削減に関する学習会、研修等に講師として派遣しています。講師への謝金及び旅費は福岡県で負担します。

対象となる研修等は、食品ロス削減に関する知識や実践活動を普及する目的として開催されるものです。（概ね10名以上の参加を見込むもの）

活用方法

申請様式や申し込み後の流れなど、詳しくはこちらをご覧ください。

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL : 092-643-3372 E-mail : recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/meister-haken.html>



再生可能エネルギーの導入検討に際し、 専門家からの助言がほしい

再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣制度

再生可能エネルギーの導入等を検討している企業等に専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、課題の解決を支援します。

対象者

以下の事業を検討している県内に事業所を有する民間企業、市町村、自治会、NPO法人等

- ・再生可能エネルギー設備の導入検討（県内への設備導入に限る）
- ・導入した設備の適切な安全対策やメンテナンスの確認

対象分野

- ①太陽光発電
- ②小水力発電
- ③風力発電
- ④バイオマス発電・熱利用
- ⑤地中熱利用
- ⑥蓄電池

内 容

(1) 派遣するアドバイザー

専門的知見を有する学識経験者、コンサルタント企業等

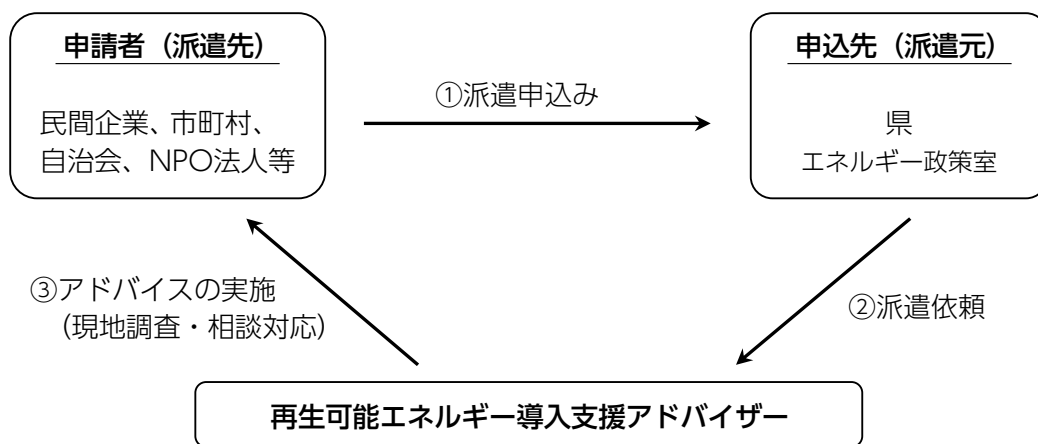
(2) 派遣回数

1案件につき原則年2回以内

(3) 費用

無料（派遣にかかる謝金、旅費を県が全額補助）

(4) 派遣の流れ



活用方法

利用を希望する方は、県エネルギー政策室に「派遣申請書」を提出してください。申請書様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室

TEL：092-643-3228 FAX：092-643-3160 e-mail：energy@pref.fukuoka.lg.jp

URL：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saieneadobaiza-haken.html

